



吹田市監査委員告示第 5 号

令和元年 7 月 26 日付けの吹田市職員措置請求に係る勧告に対する措置の通知が、吹田市長から令和元年 8 月 7 日付けでありましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年 8 月 8 日
(2019 年)

吹田市監査委員 岡 本 善 則
吹田市監査委員 谷 義 孝

通知に係る事項

監査の結果、当該会派から、監査を鑑み、使途基準に反するものと判断された金額 1,111,211 円について自主的に返納したい旨の申し出があり、令和元年 7 月 31 日付けで本市会計に納付されました。

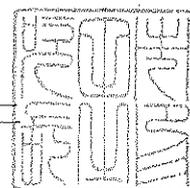
このことにより、本職からの返還請求措置を講ずる必要がなくなりました。



元吹議第517号
令和元年8月7日
(2019年)

吹田市監査委員 岡本善則様
吹田市監査委員 谷義孝様

吹田市長 後藤圭



吹田市職員措置請求に基づく市長に対する勧告に係る措置について（通知）

令和元年7月26日付け元吹監第168号による監査委員の勧告について、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

監査の結果、当該会派から、監査を鑑み、使途基準に反するものと判断された金額1,111,211円について自主的に返納したい旨の申し出があり、令和元年7月31日付けで本市会計に納付されました。

このことにより、本職からの返還請求措置を講ずる必要がなくなりました。